

令和8年度 第1回 甲賀市地域公共交通活性化協議会 次第

・日 時 令和8年6月2日（火）

10:00～

・場 所 まる一む（多目的室）

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- ・報告第1号 役員及び委員の選出について

資料1

4 協議事項

- ・第1号議案 令和7年度事業報告について

資料2

- ・第2号議案 令和7年度収支決算報告について

資料3

- ・第3号議案 令和8年度 補正予算・事業計画（案）について

資料4

- ・第4号議案 令和9年度 地域間幹線系統国庫補助金の計画認定申請について

資料5

- ・第5号議案 令和9年度 地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金の計画認定申請について

資料6

- ・第6号議案 甲賀市地域公共交通計画の修正について

資料7

5 その他

6 閉会

甲賀市地域公共交通活性化協議会について

本市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）の規定に基づく法定協議会である「甲賀市地域公共交通活性化協議会」を平成21年3月13日に設置しました。

本協議会では、地域交通について総合的な検討を行い、関係者と合意形成を図りながら、本市にとって最適な公共交通を実現するため、実証実験や利用促進などを検討・実施しております。

また、本協議会には分科会（自動車・運賃協議部会）を設置しており、本部会では道路運送法の規定に基づく地域公共交通会議の機能を有しておりますことから、主にコミュニティバスの路線再編やダイヤ改定、運賃改定等を運行事業者からの提案に基づいて協議いただくこととなっております。

役員及び委員の選出について

1. 役員の選出について

本協議会の任期は2年間であり、昨年度に委員委嘱を行ったことから、今年度は任期の中間年となります。人事異動等により、変更があった委員を含め、3ページに令和8年度協議会委員一覧を記載しております。

監査委員につきましては、昨年度同様、甲賀市区長代表、甲賀市商工会に推薦いただいた委員に依頼させていただきます。

(1) 副会長 甲賀市都市政策部 藤橋 克志

(2) 監査委員 甲賀市商工会 吉川 徹 委員

甲賀市区長代表 砂地 善彦 委員

甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱（抜粋）

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

（監査）

第12条 協議会に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

2. 分科会委員の選任について

設置要綱第9条の規定により、協議会の業務を円滑に行うため、協議会に分科会を設置いたします。各分科会の部会委員については2ページのとおりです。

甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱（抜粋）

（分科会）

第9条 第3条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議として設置される自動車部会

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議会として設置される運賃協議部会

(3) その他機動的に特定の課題を調査研究するために設置される部会

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

①自動車部会員

下記の規定に基づき、3 ページ記載の委員名簿のとおりとさせていただきます。

甲賀市地域公共交通活性化協議会自動車部会規程（抜粋）

（組織）

第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

2 部会長は、協議会会長が指名する。

4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。

（1）国及び県における公共交通に係る行政機関の職員

（2）地域における公共交通に係る諸団体及び利用者の代表者

（3）関係バス事業者

（4）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者

（5）公共交通に係る部署の市の職員

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

②運賃協議部会員

下記の規定に基づき、3 ページ記載の委員名簿のとおりとさせていただきます。

甲賀市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会規程（抜粋）

（組織）

第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

2 部会長は、協議会会長が指名する。

3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。

4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。

（1）国における当該路線を管轄する行政機関の職員

（2）地域における公共交通に係る諸団体及び利用者の代表者

（3）運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

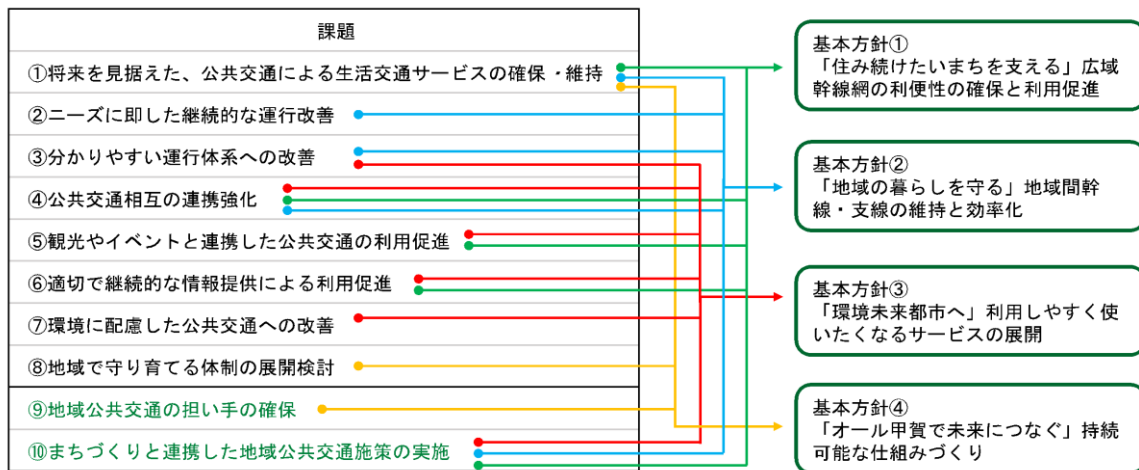
（4）運賃を定めようとする路線をその区域に含む県および市職員

令和7年度事業報告

「甲賀市地域公共交通計画」の基本理念のもと、目標を達成するために抽出した10の課題をクリアするために定めた4つの基本方針に基づく15の事業を実施しました。

《計画の基本理念》

環境未来都市へ 人と自然の豊かさを創る 甲賀の地域公共交通
～ 次世代へ みんなで創り 使って 育て 暮らしの一部に ～



基本方針	施策メニュー
1. 「住み続けたいまちを支える」広域幹線網の利便性の確保と利用促進	①まちづくりと連携した交通結節機能の整備
	②JR 草津線の利用促進と利便性向上
	③近江鉄道の利用促進と安全運行の確保
2. 「地域の暮らしを守る」地域間幹線・支線の維持と効率化	④コミバス・コミタクの再編
	⑤信楽高原鐵道の安定経営と安全運行および利便性の確保
	⑥乗り継ぎ環境・接続性の改善
3. 「環境未来都市へ」利用しやすく使いたくなるサービスの展開	⑦人と環境にやさしい車両・施設等の整備
	⑧わかりやすい情報提供の推進
	⑨ICT等、新技術を活用したスマートモビリティ・マネジメントの推進
	⑩周遊性を高めるための利用促進
	⑪モビリティ・マネジメントの実施
4. 「オール甲賀で未来につなぐ」持続可能な仕組みづくり	⑫関連する団体や関係機関との連携推進
	⑬新たな収益モデルの構築
	⑭地域で守り育てる体制の構築
	⑮地域公共交通の担い手確保

※以下、青字で記載している事業は、協議会で経費支出した事業ではなく、市が負担しているが、一般会計での支出もしくは他団体が主体となり実施した事業です。

基本方針1 「住み続けたいまちを支える」広域幹線網の利便性の確保と利用促進

…主に、JR草津線等の利用促進を図ります。

① まちづくりと連携した交通結節機能の整備

貴生川駅自由通路改修工事を行いました。

貴生川駅改修工事後写真

【工事前】



【工事後】



② JR草津線の利用促進と利便性向上

県や沿線自治体で組織する「滋賀県草津線活性化・複線化促進期成同盟会」による取り組み実施や、本市独自に JR と連携しながら、その利用促進や利便性向上、地域活性化に取り組みました。

◆滋賀県草津線活性化・複線化促進期成同盟会による主な取り組み

- ・レンタサイクルの継続(貴生川駅～油日駅の各駅)
- ・園児・児童体験学習運賃補助事業
- ・SNS (Instagram) による情報発信
- ・勉強会、意見交換会への参加
- ・草津線沿線企業へ公共交通を利用した通勤の啓発等(市内1社とモニター転換実施)

- ・草津線を対象とした「フォトコンテスト」の開催(123点応募)
- ・こども ICOCA 普及促進事業(甲賀市80名申請。作成者に2,000円分の図書カードを進呈)

◆甲賀市独自の取り組み

- ・ICOCA チャージキャンペーン

・・・市民交流駅4駅で5,000円以上チャージした場合に

オリジナルグッズ(右写真参照)を進呈(先着300個) **別紙1**

- ・観光まちづくり協会と連携した草津線観光周遊事業

(1) 鉄道愛好家をゲストとして「甲賀・伊賀の鉄道めぐり

ツアー」を実施(参加者26名) **別紙2**

(2) 近江鉄道車内で甲賀市の9つの蔵元が誇る地酒を堪能する「甲賀市版・

地酒列車」を実施(参加者70名)

(3) 甲賀市内一円を対象とした「フォトギャラリーコンテスト」を実施(120点応募) **別紙3**



- ・甲賀駅改築20周年記念事業の実施

駅内外を会場にステージイベント、マルシェ、ワークショップ、展示を実施(約500人来場)

別紙4



・2次交通の改善(コミバス・コミタク)

- ・コミバス・コミタクの利用促進を図るための実証実験を行いました。

(1) JR 草津線と近江鉄道定期券所有者を対象としたコミバス無料乗車券の配布
(14 人の申請)

(2) 親子(中学生以上1名＋小学生以下1名)で1日乗り放題となるコミバスフリー乗車
券を8月限定で販売(15 枚販売)

(3) コミタク貴生川エリア内に「甲賀市役所」停留所を追加する実証運行の実施
(令和7年10月～12月)

(4) コミタク柏木エリア内に「貴生川駅」停留所を追加する実証運行の実施
(令和7年10月～12月)

◆公共交通利用促進補助事業

・駅前活性化実証事業・・・うしかい田んぼアート実行委員会/甲賀駅を育てる会/
甲賀市商工会青年部へ補助

・公共交通を利用した体験学習等事業費補助金・・・各種団体、小中学校へ運賃を補助
(77件、約1,844千円を補助)

③ 近江鉄道の利用促進と安全運行の確保

施設整備等に負担金を支出するほか、県や沿線自治体と連携して利用促進や利便性向上、地域活性化に取り組みました。

・沿線学校、企業への利用促進啓発、ガチャフェスの実施 など

基本方針2 「地域の暮らしを守る」地域間幹線・支線の維持と効率化

・・・コミバス、コミタクの改善・ダイヤ改正、信楽高原鐵道の利用促進に取り組みます。

④ コミバス・コミタクの再編

運転手不足、2024年問題への対応、利用状況に応じた効率化および市民等からの意見を参考に、利便性の向上に取り組みました。

◆主な改正内容

・土山地域においてR7年2月から実施している「甲賀流公共ライドシェア」の実証運行を甲賀地域にも拡充



⑤ 信楽高原鐵道の安定経営と安全運行および利便性の確保

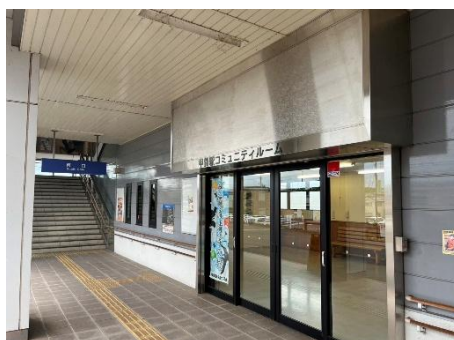
第三種鉄道事業者として、安全を最優先に施設の修繕や改良を行いました。また、信楽高原鐵道株式会社と連携して利用促進に取り組みました。

- ・社会資本整備総合交付金を活用した施設整備
- ・地域と連携した利用促進
 - ・・・夢の学習と連携した鉄道見学(4回、約60名)、
 - 季節に応じた車内装飾、団体観光誘客
- ・近江鉄道「ガチャフェス」開催日に連携事業として、「しがらきフェス」を開催

⑥ 乗り継ぎ環境・接続性の改善

利便性、快適性の向上を図るため、駅の待合環境の整備を行いました。**別紙5**

・甲賀駅のコミュニティルームをワーキングスペースとして開放しました。(利用者数:37名)



⑦ 人と環境にやさしい車両・施設等の整備

老朽化したバス車両を低床車両に更新(2両)したほか、心のバリアフリーとして小学生向けに交通環境学習を実施しました。

・ノンステップバスの紹介



・バスの車両観察



基本方針3 「環境未来都市へ」利用しやすく使いたくなるサービスの展開

・・・ICTを活用し利便性を向上します。また、過度な自動車利用からの転換を図り、人と環境にやさしい移動手段を選択するための取り組みを進めます。

⑧ わかりやすい情報提供

・甲賀市公共交通連携時刻表の作成【令和8年4月1日改定分】

発行部数	エリア版	6,500部(B3判 カラー 4～8ページ)
	ポケット版	16,000部(ポケット版 カラー 71ページ)
配布先	各センター等の公共施設、市内有人駅等に設置	

・運行情報確認サービスの提供、ホームページでの時刻表掲載

市内の公共交通機関運行情報（外部サイト）

- ・信楽高原鉄道 <https://koka-skr.co.jp/>
(https://twitter.com/SHIGARAKI_St ※信楽高原鉄道ツイッター)
- ・JR西日本 <https://trafficinfo.westjr.co.jp/list.html>
- ・近江鉄道 <http://www.ohmitetudo.co.jp/>
- ・帝産湖南交通株式会社 <https://shiga-teisan.co.jp/>

※湖南市のコミュニティバス運行情報についてはこちらをご覧ください。

<https://www.city.shiga-konan.lg.jp/kurashi/doro/2/2/index.html> (湖南市ホームページヘルリンク)

コミュニティバス運行位置がわかる位置情報サービス



バスロケサービスの機能追加により↑の画像から現在運行中のバス情報がわかるようになりました。

⑨ ICT等を活用した利便性向上

・デジタル定期券システムの継続

専用の「RYDE PASS」アプリをダウンロードすることで、「定期券」や「フリー乗車券」をスマホ等で購入でき、キャッシュレス決済にも対応

・デジタルサイネージの新設

道の駅「あいの土山」・田村神社に、運行時間や運行情報（走行位置、混雑情報）が確認できるデジタルサイネージを新設

【その他設置場所】

- ・貴生川駅
- ・甲賀市役所前バス停
- ・甲賀市役所
- ・信楽駅
- ・甲賀病院
- ・近江土山バス停

⑩ 周遊性を高めるための利用促進

上記利用促進事業を参照

⑪ モビリティマネジメントの実施

市民の公共交通利用促進への意識を醸成するため、「公共交通のまち」を市内外に広くPRするためのグッズの追加発注や、甲賀駅20周年を契機としたイベント開催、各種イベント会場でのPRおよび将来を担う子どもたちへの利用促進を実施しました。

・「公共交通のまちこうか」をPRするための付箋・ファイルの追加発注

・大阪駅を利用される万博来場者に、甲賀市の観光と交通に関するブースを設け、PRを実施（令和7年6月7日～8日）



- ・立命館大学 BKC ウェルカムデーにおいて、交通に関するブースを設け、PR を実施
(令和7年 10 月 11 日)



・県と連携した交通環境学習の実施

公共交通に関心を持ち、短期的な利用につなげるとともに、将来的な利用に結び付けることを目的に、小学生を対象として、環境にやさしい公共交通についての学習を実施しました。

(R7実績)9校、9回実施

伴谷小4年生、柏木小2年生、綾野小2年生、大野小2年生、土山小1・2年生

甲南第一小2年生、甲南第三小4年生、甲南第三小4年生

小原小学校1・2年生

※学習効果を最大限にするため、本市独自に「運賃補助制度」を創設し、校外学習での利用を促進しました。(市内小中学校を中心に27校が制度を活用)



基本方針4 「オール甲賀で未来につなぐ」持続可能な仕組みづくり

・・・不足する運転手の確保、新たな収益モデルの構築を目指すとともに、地域と連携して持続可能な仕組みを構築するための事業を実施します。

⑫ 関係する団体や機関との連携推進

- ・各種同盟会との連携

滋賀県草津線活性化・複線化促進期成同盟会・関西本線木津亀山間活性化協議会
びわこ京阪奈線建設期成同盟会・信楽高原鐵道利用促進協議会
近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会

・近隣自治体との広域連携

いこか連携(伊賀・甲賀・亀山) ・ 甲賀市、湖南市広域連携

⑬ 新たな収益モデルの構築

・地域間幹線系統国庫補助の申請・・・土山本線

⑭ 地域で守り育てる体制の構築

・持続可能な地域移動支援事業補助金

地域が実施する自主運行事業等への支援について

■ 補助事業の詳細

1 ボランティア自主運行事業

自家用車や社協等から借り入れした車両を利用し、ボランティアの運転手が通院や買い物などの移動を支援する運行事業に補助する。

(補助対象となるもの)

- ・車両の借り上げ経費、ガソリン代、保険料等(運行事業に関するもの)
 - ・先進事例の視察や講演会における講師謝礼に関する経費
 - ・利用者の調整等を行う職員の人件費
- ※法律で、運転の対価となる謝礼、給料は補助できません。(支払いができない)

2 公共交通利用促進協働事業

市、市民とともに地域の特性に応じた利用促進を実施した経費に対し補助する。

(補助対象となるもの)

- ・移動に関して、ニーズ把握のためなどに実施するアンケート、調査費用
- ・先進事例の視察や講演会における講師謝礼に関する経費
- ・その他、計画に基づき実施する利用促進に資すると判断できるもの

【事業実施の例】

- ・お年寄り向けのコミタクの乗り方教室開催経費
- ・バスや鉄道を利用した親子向けの乗車体験やスタンプラリーなどの開催に要する費用
- ・区や地域の特性にあわせた地域版時刻表の作成、利用促進啓発チラシの作成経費
- ・移動に関しての困りごとなどのアンケートを実施する経費

1 ボランティア自主運行事業

- ・大原上田買物支援
- ・拝坂見守り隊 (計2件)

2 公共交通利用促進協働事業

うしかい田んぼアート実行委員会(田んぼアートの開催経費)



甲賀駅を育てる会・甲賀市商工会青年部(駅の活性化、利用促進に資する事業)



(実績)

公共交通利用促進協働事業:3件

(貴生川まちづくり協議会、甲賀駅を育てる会、甲賀市商工会青年部)

⑮ 地域公共交通の担い手確保

運転手不足の改善のため、県や国、事業者との意見交換を定期的に開催

● 協議会開催状況

令和7年度の協議会開催実績は以下のとおりです。

開催日	事 項	主 な 内 容
令和7年5月19日	第1回甲賀市地域公共交通活性化協議会 総会	・令和6年度事業報告及び決算について ・令和7年度事業計画及び予算(案)について ・地域間幹線系統国庫補助金の計画認定申請について
令和7年8月1日 (書面報告)	甲賀市地域公共交通活性化協議会 総会(報告事項)	・令和7年度事業計画について(報告)
令和7年12月12日	第1回甲賀市地域公共交通活性化協議会 自動車部会	・令和8年度ダイヤ改正方針について ・甲賀地域における新しい公共交通サービスの実証運行について
令和8年2月13日	第2回甲賀市地域公共交通活性化協議会 自動車部会	・コミバス・コミタク令和8年度4月1日ダイヤ改正について
令和8年2月20日 (書面決議)	第1回甲賀市地域公共交通活性化協議会 運賃協議部会	・令和7年度コミュニティバスダイヤ改正にかかる運賃について
令和8年3月26日	第2回甲賀市地域公共交通活性化協議会 総会	・令和8年度事業計画及び予算(案)について ・地域間幹線系統国庫補助金にかかる地域公共交通計画の変更認定申請について

● **令和 7 年度 甲賀市コミバス・コミタク・公共ライドシェアの利用実績について**

別紙 6に「甲賀市コミュニティバス等路線別利用実績」を掲載しております。

全体の利用者数は、561,096 人で、令和 6 年度と比較して 562 人増加（前年度比 100.1%）しております。

- ・ コミバス 519,161 人・・・5,730 人減少（前年度比 98.9%）
- ・ コミタク、デマンド 36,725 人・・・1,082 人増加（前年度比 103.0%）
- ・ 公共ライドシェア 5,210 人

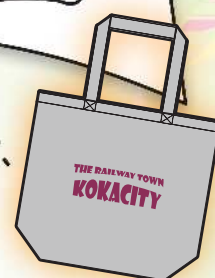
草津線利用促進事業

**ICOCAチャージで
キャンバスタートバッグ
プレゼントキャンペーン**

各駅合計 先着**300**名様

JR甲南駅、寺庄駅、甲賀駅、油日駅の自動券売機にて、
ICOCAに5,000円以上チャージすると、先着300名様に
キャンバスタートバッグをプレゼント!!

底マチ13cm&約14Lの大きめのサイズ!荷物の多い日やアウトドア時にも使えるアイテムです。



実施期間

令和8年**3月5日(木)**～ **なくなり次第終了**

モバイル
ICOCAに
対応!

STEP 1.

JR甲南駅、寺庄駅、甲賀駅、油日駅の自動券売機にて、
ICOCAに5,000円以上チャージ

※各駅とも専用の駐車場はありませんので、JR草津線等をご利用ください。



STEP 2.

券売機で領収書を発行し、
駅窓口で係員に提示 (チャージ当日のものに限る)

STEP 3.

領収書の内容 (5,000円以上チャージ) を係員が確認した後、
引き替えにキャンバスタートバッグを進呈

※商品の引き渡しは、上記4駅の窓口営業時間内 (9:00～17:00) に限ります。

※キャンバスタートバッグは、合計で300個、なくなり次第終了となります。

※JR甲南駅、寺庄駅、甲賀駅、油日駅の4駅以外でチャージされても本キャンペーンの対象となりません。

※他のお客様対応等の状況によって、お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先



甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局 (甲賀市公共交通推進課内)

受付時間 8:30～17:15 (土日祝を除く)

TEL 0748-69-2215

主催: 甲賀市地域公共交通活性化協議会


**鉄道トーク
満載!**


久野知美と福原トシヒロの 甲賀・伊賀の鉄道めぐり



～列車もトークも快適運行!鉄道マニア必見の鉄旅エンタメ～

鉄道を愛してやまない2人が、トーク全開でローカル線の魅力を語り尽くす!

女子鉄アナウンサー・久野知美さんと、旅と鉄道を深く愛する元近鉄名物広報マン・福原トシヒロさんが、滋賀県の甲賀と三重県の伊賀を舞台に、鉄道と人生が交差する濃密な旅へ出発進行!

出発日
2025 12/6 土

元近鉄名物広報

福原トシヒロさん、鉄道愛の原点がここに


その鉄道愛の原点は学生時代。当時の信楽線で“撮り鉄”に熱中しました。

昨年は信楽高原鉄道や JR 貴生川駅でトークショーに出演し、現地との交流も深まっています。伊賀地区も近鉄広報時代から通い続けた土地で、地元とのつながりや裏話も豊富。臨場感あふれるトークは必聴です。

長年にわたり近鉄グループで観光・鉄道広報を担当し、現在は鉄道イベントや講演、ラジオなどで幅広く活動。“鉄道の生き字引”として親しまれています。

募集定員

※中学生以上に限る

 最小催行人数 **25名** 最大 **50名**
料金

おひとり様

10,000円

女子鉄アナウンサー

久野知美さんの“心のふるさと” 滋賀への想い


“女子鉄アナウンサー”としてテレ朝「タモリ倶楽部」、BS 日テレ「友近・礼二の妄想トレイン」、NHK「鉄オタ選手権」、TBS ラジオ「赤江珠緒たまむすび」など鉄道関連企画のテレビやラジオ、イベントに多数出演する久野知美さん。久野さんにとって滋賀は“心のふるさと”。父方の実家があり、祖父母や父が暮らしていた思い出の地です。幼少期から訪れてきた滋賀には家族の記憶と心の風景が今も息づいています。鉄道を通じて過去と現在がつながる一そんな“心で走る旅”をやさしい視点で語ります。

行程



※鉄道の発着時間は時刻表に準じる ※バス移動は予定時間です



伊賀鉄道上野市駅

伊賀鉄道の洗車
©松本零士 / 零時社

JR 西日本草津線 221 系



信楽高原鉄道車庫

 甲賀にんにんツアー WEB ページまたは、
下記 QR コードからお申し込みください。


お問い合わせ 甲賀市観光まちづくり協会 Tel 0748-60-2690 E-mail koka22tour@koka-kanko.org

◆添乗員は同行しませんが協会職員が帯同いたします。 ◆鉄道会社：伊賀鉄道、JR 西日本、信楽高原鉄道 ◆バス会社：甲信観光

ご旅行条件 (要約)《お申し込みの際には、必ず旅行条件書 (全文) をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください》

●募集型企画旅行契約としてこの旅行は、(一社) 甲賀市観光まちづくり協会 (滋賀県知事登録旅行業 地域-270 号) が企画、実施する旅行であり、この旅行にご参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。

●申し込み方法と契約の成立時期

1. 当協会所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申し込み下さい。また、旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立します。
2. 窓口以外の方法でお申込みの場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当協会が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当協会に申込書の提出と申込金の支払いを行っていたります。

●旅行代金に含まれるものは、旅行日程に明示した宿泊料金、運送機関の運賃料金、食事代、拝観入場料及び消費税等諸税。(コースに含まれない諸費用及び個人的費用は含みません。)

●その他、この旅行条件は、2020 年 9 月 1 日現在のものを基準としています。

●取消料は前日から起算して、旅行開始日の 11 日前までは無料、10 日前まで 20%、7 日前まで 30%、前日 40%、当日 50%、開始後 100% となります。

 滋賀県知事登録旅行会社 第地-270 号 一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会 (一社) 全国旅行業協会正会員
国内旅行業務取扱管理者 谷口奈葉 〒520-3308 滋賀県甲賀市甲南町野田 810 番地 Tel 0748-60-2690 Fax 0748-60-2362

鉄道で「い甲賀」

フォトギャラリー

コンテスト



～レールでつながる思い出～

あなたの“鉄道と甲賀”の思い出を共有しませんか？
スマホやパソコンから簡単に投稿できます！

募集期間 2025 8/1 Fri ▶ 2026 2/28 Sat

甲賀の案内人

わたぬき忍
WATANUKI SHINOBU



グランプリ

2026年2月28日以降の終了日に決定！

旅行券

3万円

進呈！！



1名様

今月の一枚

期間中に毎月決定！

SKR 信楽高原鉄道株式会社

レールオブジェ「つなぐ」

進呈！！



毎月
1名様

写真投稿は
こちらから



募集要項は
こちらから



写真投稿いただいた方全員に「わたぬき忍」のLINEスタンププレゼント！

主催 甲賀市観光まちづくり協会

“鉄道でい甲賀”フォトギャラリーコンテスト事務局

お問い合わせ 0748-60-2690

祝

甲賀駅改築20周年 記念イベント

日時 11.8(土)10:00~15:00

場所 JR甲賀駅

甲賀駅は「甲賀駅を育てる会」をはじめ、地域ボランティアの
皆さまに支えられ、改築20周年を迎えることができました！

みんなで甲賀駅20歳をお祝いしよう！！



～北口広場～

駅前マルシェ
ステージ

10:30・12:30 和太鼓演奏

11:30・13:30 忍者ステージ

抽選会

忍者衣装に変身

こども棟上げ体験



～改札前通路～

甲賀駅なつかしの写真
電車の絵の展示会



人力車体験
鉄道クイズ

～駅舎内～

トリックアートフォトコンテスト

同日開催！

油日駅へいこう！！

ミニトレイン乗車、竹細工、粗品プレゼント etc... すてきなイベントを準備しています
ぜひ、草津線に乗って油日駅に遊びにきてね！ (油日自治振興会)



↓イベント詳細

↓マルシェ詳細



主 催：甲賀市地域公共交通活性化協議会
共 催：甲賀駅改築20周年記念事業実行委員会
協 力：西日本旅客鉄道株式会社

お問合せ：0748-69-2215 甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局(甲賀市役所公共交通推進課内)



静かな駅空間で、学びとくつろぎの時間を。

駅ナカ自習・ 読書ひろば！

学習支援やお仕事のサポート、待合環境向上の一環として、
甲賀駅にある施設を自習・ワーキング・読書スペースとして開放します。



✎ 利用方法

- ① 駅窓口で利用申込
- ② 利用後にアンケート用紙を提出



📶 設備

- ・ 公衆無線LAN（びわ湖Free Wi-Fi）
- ・ 自由に読める本を設置



アンケートご協力の方にノベルティプレゼント！

お問い合わせ

甲賀市地域公共交通活性化協議会（甲賀市役所交通政策課内）
☎0748-69-2216（交通施設係 平日 8:30～17:15）

令和7年度 甲賀市コミュニティバス等路線別利用実績

単位：人

水口地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	前年実績	増減
八田線	8,743	9,099	9,351	8,446	5,346	8,677	9,514	7,969	8,526	7,754	6,974	7,714	98,113	96,209	1,904
広野台線	3,398	3,465	3,679	3,679	2,971	3,369	3,370	2,993	3,378	2,922	3,071	3,364	39,859	39,759	100
和野・中畑線	2,437	2,713	2,736	2,405	1,433	2,789	2,993	2,475	2,659	2,920	2,475	2,622	30,257	33,987	-3,730
三雲駅・市役所線	3,741	4,086	4,307	4,173	3,241	4,094	3,935	3,438	3,707	3,505	3,377	3,719	45,323	43,126	2,197
コミタク青生川エリア	206	227	256	236	231	223	208	238	238	178	206	206	2,672	2,395	277
コミタク柏木エリア	588	621	597	639	697	643	626	613	631	575	547	715	7,492	7,258	234
みなくちデマンド	34	32	69	57	54	31	46	58	30	28	21	32	492	305	187
合 計	19,147	20,218	20,966	19,655	13,978	19,834	20,907	17,754	19,169	17,482	16,671	18,427	224,208	223,039	1,169

土山地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	前年実績	増減
[SAS]土山本線	14,899	15,577	15,518	14,244	10,620	14,629	15,955	14,168	14,698	12,739	12,690	14,618	170,355	145,827	24,528
[S9]土山本線	611	579	564	556	395	520	620	534	523	616	616	544	6,497	30,236	-23,739
甲南線	284	339	377	214	84	304	348	283	240	303	211	182	3,985	3,985	-816
大津・土山北巡回線	442	493	500	365	0	537	592	464	432	448	440	400	5,119	6,372	-1,253
大河原線														1,064	-1,064
来田・大野小巡回線														2,286	-2,286
山内巡回線														428	-428
南草津土山線														449	-449
甲賀流公共ライドシェア	418	468	494	398	211	464	481	401	454	443	441	537	5,210	0	0
おのデマンド														23	-23
コミタク土山エリア														190,670	-320
合 計	16,654	17,462	17,453	15,777	11,310	16,454	17,996	15,850	16,347	14,549	14,217	16,281	190,350	190,670	-320

甲賀地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	前年実績	増減
大原線	990	1,248	1,285	828	52	1,242	1,352	890	1,049	1,076	997	975	11,984	12,305	-321
油日線	599	731	739	496	0	727	768	639	553	533	606	520	6,911	5,225	1,686
佐田線	421	528	482	399	71	508	574	431	406	471	434	421	5,122	5,776	-654
広域水口線	864	818	796	785	527	683	815	654	708	716	768	824	8,938	9,788	-850
おおはらデマンド	18	15	20	12	16	11	12	10	5	13	2	9	143	141	2
さやまデマンド	4	5	5	5	4	13	12	8	4	3	9	8	80	3	77
おふらひデマンド	34	23	38	29	28	42	42	13	20	12	10	28	319	597	-278
合 計	2,930	3,368	3,365	2,544	698	3,226	3,575	2,645	2,745	2,804	2,806	2,791	33,497	33,835	-338

甲南地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	前年実績	増減
池田-中部小学校	806	903	1,026	768	0	1,066	1,161	936	719	821	901	801	9,908	10,866	-958
環状線	341	307	347	397	308	382	393	249	371	297	357	331	4,080	4,392	-312
希望ヶ丘・水口線	2,749	2,825	2,764	2,892	2,581	2,728	2,958	2,801	3,030	2,532	2,643	2,885	33,388	28,260	5,128
甲南工業団地														107	-107
コミタク甲南エリア	1,391	1,458	1,668	1,427	913	1,693	1,755	1,628	1,658	1,525	1,484	1,516	18,116	17,831	285
合 計	5,287	5,493	5,805	5,484	3,802	5,869	6,267	5,614	5,778	5,175	5,385	5,533	65,492	61,576	3,916

信楽地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	前年実績	増減
朝宮線	1,753	2,090	2,157	1,816	988	2,067	2,266	1,907	1,785	1,732	1,420	1,463	21,444	22,340	-896
多羅尾線	518	520	619	500	285	550	635	507	555	479	545	571	6,284	5,753	531
田代・畑・陶芸の森巡回線	574	782	727	453	152	708	893	739	541	594	522	491	7,176	8,810	-1,634
豊井国道線	471	551	544	387	28	552	506	391	481	464	425	434	5,234	7,421	-2,187
たらのデマンド	37	41	67	56	40	55	48	56	51	26	21	46	554	686	-132
たしろはたデマンド	65	62	41	59	59	26	45	40	39	27	27	49	539	527	12
コミタク神山江田エリア	433	440	443	461	421	503	504	500	553	355	404	411	5,428	4,907	521
コミタク宮町エリア	71	70	87	91	61	97	79	59	72	63	75	65	890	970	-80
合 計	3,922	4,556	4,685	3,823	2,034	4,588	4,976	4,199	4,077	3,740	3,449	3,530	47,549	51,414	-3,865

全地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	前年実績	増減
全路線	47,940	51,097	52,274	47,283	31,822	49,941	53,721	46,062	48,116	43,750	42,528	46,562	561,096	560,534	562

コミバス
コミタク・デマンド
ライドシェア

合 計	前年実績	増減	前年比
519,161	524,891	-5,730	98.9%
36,725	35,643	1,082	103.0%
5,210			
561,096	560,534	562	100.1%

令和7年度コミバス利用者数
令和7年度コミタク・デマンド利用者数
令和7年度ライドシェア利用者数
令和7年度利用者数総合計

令和7年度収支決算報告

収入の部

科目	本年度 予算額(A)	収入額(B)	比較増減 (B-A)		項目		金額
負担金	13,357,000	11,079,317	-2,277,683		市負担金	甲賀市負担金	11,079,317
					計(負担金)		11,079,317
補助金	7,000,000	0	-7,000,000		国庫支出金	地域間幹線系統補助金	0
諸収入	210,000	25,684	-184,316		利用料	シェアサイクル	8,268
					利息	決算受取利息	1,266
					委託事業	市制20周年記念硬券委託販売	16,150
					計(諸収入)		25,684
合計	20,567,000	11,105,001	-9,461,999				

支出の部

科目	本年度 予算額(A)	支出額(B)	比較増減 (B-A)	事業名	項目		金額
会議費	120,000	130,201	10,201		飲料費等	会議茶代	7,020
					委員謝礼等	対象者7名(内源泉徴収税額3,773円)	123,181
					計(会議費)		130,201
事務費	47,000	48,456	1,456		郵送料	給与支払い報告書・源泉徴収票送付	3,520
					消耗品費	ゴム印・ラミネート等	3,906
					振込手数料	受託業務支払、委員報酬等計110件	41,030
					計(事務費)		48,456
事業費	3,000,000	2,695,500	-304,500	情報発信 事業	フリー券印刷費	コミバスフリー乗車券印刷	42,900
					時刻表作成費	時刻表作成(ポケット版)	1,565,300
						時刻表作成(エリア版)	554,400
					備品購入費	パンフレットラック、メッセージボード	82,900
					作成負担金	草津まち歩き新聞信楽版作成	450,000
					小計		2,695,500
	7,000,000	0	-7,000,000	コミバス運行 事業	補助金	地域間幹線系統補助金	0
					小計		0
	10,400,000	8,230,844	-2,169,156	利用促進 事業	利用促進・啓発物品 購入等	クリアファイル、うちわ、トートバック等	573,100
					利用促進事業委託等	草津線を活用した利用促進事業委託等	4,078,800
					校外学習等運賃補助金	公共交通を利用した体験学習等事業費 補助金(77件)	1,844,174
					甲賀駅20周年事業経費	イベント開催経費、写真展示・風鈴事業 等	1,156,060
					新しい移動手段の導入 実証事業	甲賀駅コミュニティルーム活用実証事業	12,496
					モビリティマネジメント 事業	コミバス夏休み限定親子バス・鉄道並行 路線無料実証運行	165,979
					ICT関連事業運営経費	貴生川駅コインロッカー修繕	400,235
					小計		8,230,844
	20,400,000	10,926,344	-9,473,656		計(事業費)		10,926,344
合計	20,567,000	11,105,001	-9,461,999		差引残高(次年度繰越)		0

監 査 書

令和7年度甲賀市地域公共交通活性化協議会の収支決算について、諸帳簿
および証拠書類を慎重に監査いたしましたところ、いずれも適正なものと認め
ます。

令和 8 年 5 月 11 日

甲賀市地域公共交通活性化協議会

監査委員

丸山謙次

監査委員

吉川 徹

令和8年度 補正予算・事業計画（案）について

3月の総会において、今年度予算を承認いただきましたが、国補補助金を活用した事業について、2件の補正予算ならびに配分経費の変更を上程いたします。

なお、本件につきましては、市6月議会において増額補正を上程しておりますので、議決後に予算の執行いたします。

【補正概要】

① 滋賀デスティネーションキャンペーンを契機とした公共交通利用促進事業

総会においても説明いたしましたが、令和9年秋に開催される「滋賀デスティネーションキャンペーン」の実施に向け、鉄道を活用した観光誘客を図るための事業に要する予算を追加いたします。

② 甲賀市地域公共交通計画の中間評価・見直しにかかる各種事業

本年度「甲賀市地域公共交通計画」の中間評価を実施するにあたり、利用状況の分析やコミバス等の再編業務等に必要な経費を追加するものです。

なお、①、②について、国庫補助対象事業を申請（事前承認は終了）しており、市一般財源にかかる追加経費はありません。

③ 配分経費の変更

昨年度事業が終了しましたので、事業実績を参考に事業費に係る配分を変更します。

【事業計画（案）】

① 滋賀デスティネーションキャンペーンを契機とした利用促進事業

令和9年秋からの滋賀デスティネーションキャンペーンの実施に向け、鉄道を利用した観光客の受入体制を拡充するとともに、鉄道を利用した全国各地からの誘客を図るため、JRと連携した利用促進や情報発信、2次交通の充実など、国庫補助事業を活用して事業を実施するものです。

(1) 市内での滞在を促進する取組

- ・JR 草津線や地域素材を活用した誘客事業の企画、実証事業の実施及び翌年度に向けた効果検証

(2) 魅力を発信する取組

- ・情報発信ツールの構築やデジタルマップ、PRグッズ作成等

(3) 受入体制を拡充する取組

- ・二次アクセスの充実、観光地の磨き上げに向けた試行的事業の実施及び翌年度に向けた効果検証

② 地域公共交通計画見直しにかかる各種事業

現行の「甲賀市地域公共交通計画」は令和5年度から令和10年度までを計画期間として解決すべき課題を設定し、各種事業を展開してまいりましたが、想定以上に社会状況の変化が大きく、施策や計画について見直しを行う必要がありました。今回、国庫補助事業の採択を受けたため、予算を拡充し事業を実施するものです。

(1) 地域公共交通計画中間評価支援業務委託 …（協議会実施事業）

- ・市内公共交通に関する現況診断
- ・現計画の検証、評価、KPIの見直し
- ・市内公共交通の課題洗い出し
- ・目指す公共交通網のグランドデザイン再検討
- ・市内公共交通の再編検討

(2) 人材育成・データ分析業務委託 …（協議会実施事業）

- ・乗降データ等のログデータを活用したEBPM手法による現状分析
- ・交通空白解消に向けた解決手法の検討
- ・協議会組織の運営体制強化
- ・専門家を招いた研修会、課題検討のワークショップ、先進事例の調査研究

(3) 新しい移動手段の実証運行導入 …（甲賀市実施事業）

- ・交通空白解消に向け、公共ライドシェアの新規地区実証運行
- ・コミバス、コミタクの運行見直しにかかる実証運行

(4) 想定スケジュール

時 期	内 容
令和8年6月	委託業務について事業者と契約
令和8年10月	計画骨子案取りまとめ
令和8年12月	計画素案取りまとめ
令和9年1月～2月	パブリックコメントの実施・結果公表
令和9年3月	計画策定

令和8年度 補正予算（案）

収入の部
 (単位:円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)	予算額 内訳			
				項目		当初	補正後
負担金	24,957,000	903,000	25,860,000	市負担金	甲賀市負担金	24,957,000	25,860,000
				小計		24,957,000	25,860,000
補助金	0	15,997,000	15,997,000	国庫補助金	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業)	0	4,197,000
				間接補助金	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (モビリティ人材・組織育成タイプ)	0	11,800,000
				小計		0	15,997,000
諸収入	103,000	0	103,000	広告掲載料	4枠(@25,000円)	100,000	100,000
				その他	預金利息等	3,000	3,000
				小計		103,000	103,000
合計	25,060,000	16,900,000	41,960,000				

支出の部
 (単位:円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)	予算額 内訳			
				項目		当初	補正後
会議費	120,000	0	120,000	会議茶代等	協議会茶代、室料等	20,000	20,000
				委員謝礼等		100,000	100,000
				小計		120,000	120,000
事務費	40,000	0	40,000	郵送料	会議案内、会議資料送付等	10,000	10,000
				消耗品費	事務用品	10,000	10,000
				振込手数料	受託業務支払、委員報酬振込	20,000	20,000
				小計		40,000	40,000
事業費	24,900,000	16,900,000	41,800,000	情報発信事業	フリー乗車券、時刻表作成、広告掲載等	3,000,000	2,300,000
				利用促進事業	利用促進・啓発物品購入等	800,000	500,000
					滋賀デスティネーションキャンペーンを契機とした利用促進事業等	5,000,000	10,000,000
					校外学習等運賃補助金	1,000,000	1,500,000
					新しい移動手段の導入実証事業	1,000,000	0
					モビリティマネジメント推進事業	800,000	500,000
					ICT関連事業運営経費 (デジタル定期券・デマンドWEB予約・運行情報可視化サービス等)	700,000	500,000
				地域公共交通計画推進事業	地域公共交通計画中間評価支援業務委託	12,600,000	11,700,000
					人材育成・データ分析業務委託	0	11,800,000
					再編検討業務委託	0	3,000,000
				小計		24,900,000	41,800,000
合計	25,060,000	16,900,000	41,960,000				

地域間幹線系統国庫補助金の令和9年度申請および令和8年度前期の状況報告について

1 令和9年度計画認定申請について

本市コミバスは経費の増大や利用人数の減少により、その経営が厳しい状況であり、本市から事業者へ支出する補助金額についても増加が続いております。

そのため、新しい収入の獲得が課題となっており、昨年度に「令和8年度（令和7年10月～令和8年9月分）地域間幹線系統国庫補助金」の認定を目指し、計画認定申請いたしました。

つきましては、令和9年度（令和8年10月～令和9年9月分）については下記のとおり土山本線に加えて八田線を申請することで進めております。

なお、申請内容について、現在、運行事業者や関係部局との調整を進めておりますので、申請額等に軽微な変更が生じる可能性があります。事務局一任で申請をさせていただきたいと考えております。

申請概要

① 申請する補助事業名称

地域公共交通確保維持事業「令和9年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」

② 申請する路線（系統）

- (1) 土山本線・・・田村神社（甲賀市土山町）—貴生川駅（甲賀市水口町）
- (2) 八田線・・・下田（湖南市下田）—貴生川駅（甲賀市水口町）

同一補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲について

本補助金の交付要領に、申請路線に複数の運行系統がある場合、主系統とその他の系統を比較し、地域の実情に応じ同一の系統とみなすと協議会が認めるときは、同一の補助系統として取り扱うことができますので、以下のとおり同一系統とみなし、補助申請します。

- ・補助要綱の基準…異なる区間の延長が主系統の全キロ程の10%以内（ $18.2\text{km} \times 10\% = 1.82\text{km}$ ）
→ 協議会で認める場合…主系統の全キロ程の20%以内（ $18.2\text{km} \times 20\% = 3.64\text{km}$ ）

（主系統）

【土山本線】貴生川駅 —（主な経由地：甲賀市役所・新水口・近江土山）— 田村神社 18.2km

【八田線】下田 —（主な経由地：綾野）— 貴生川駅 17.2km

（その他系統）

【土山本線】

- 1 貴生川駅 —（主な経由地：水口東高校【異経路区間延長：2.6km】）— 田村神社 19.1km
- 2 貴生川駅 —（区間急行【異経路区間延長：3.0km】）— 田村神社 15.8km
- 3 貴生川駅 —（主な経由地：甲賀病院【異経路区間延長：3.1km】）— 田村神社 20.6km

【八田線】

- 1 下田 —（主な経由地：松尾【異経路区間延長：2.5km】）— 貴生川駅 17.1km
- 2 下田 —（主な経由地：八田）【異経路区間延長：1.2km】— 貴生川駅 17.2km
- 3 下田 —（主な経由地：平町【異経路区間延長：1.4km】）— 貴生川駅 15.9km
- 4 下田 —（主な経由地：平和堂【異経路区間延長：1.8km】）— 貴生川駅 16.0km

③ 申請期間

令和9年度分・・・令和8年10月1日～令和9年9月30日

④ 申請する路線(系統)の維持に要する補助見込等

【土山本線】欠損費用見込 運送収入 － 経常費用 ＝ 53,787千円

国庫補助金見込 8,623千円

【八田線】欠損費用見込 運送費用 － 経常費用 ＝ 21,037千円

国庫補助金見込 2,757千円

⑤ 運行状況

【土山本線】

- ・計画平均輸送密度 2.5人／1往復あたり
- ・計画輸送量 43.5人(計画運行本数34便/日)
- ・運行事業者 (株)シガ・エージェントシステム

【八田線】

- ・計画平均輸送密度 2.3人／1往復あたり
- ・計画輸送量 16.1人(計画運行本数7便/日)
- ・運行事業者 滋賀バス株式会社

⑥ 申請書

別冊資料1のとおり

2 令和7年度の申請結果について(土山本線)

令和7年度(令和6年10月～令和7年9月分)地域間幹線系統国庫補助金の計画認定申請いたしました結果について報告します。

① 補助事業名称

地域公共交通確保維持事業「令和7年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」

② 申請路線(系統)

土山本線・・・田村神社(甲賀市土山町)―貴生川駅(甲賀市水口町)

③ 補助金額

交付申請額 7,876千円

額確定額 7,876千円

3 令和8年度前期の状況報告について(土山本線)

令和8年度(令和7年10月～令和8年9月分)地域間幹線系統国庫補助金の計画認定申請いたしましたが、その運行状況について報告します。

運行状況

① 補助事業名称

地域公共交通確保維持事業「令和8年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」

② 申請内容

・運行系統

土山本線・・・田村神社（甲賀市土山町）－貴生川駅（甲賀市水口町）

（主系統）

貴生川駅 —（主な経由地：甲賀市役所・新水口・近江土山）－ 田村神社 18.2km

（その他系統）

1 貴生川駅 —（主な経由地：水口東高校【異経路区間延長：2.6km】）－ 田村神社 19.1km

2 貴生川駅 —（区間急行【異経路区間延長：3.0km】）－ 田村神社 15.8km

3 貴生川駅 —（主な経由地：甲賀病院【異経路区間延長：3.2km】）－ 田村神社 20.6km

・補助対象期間 令和7年10月1日～令和8年9月30日

③ 申請する路線（系統）の維持に要する補助見込等

・欠損費用見込 運送収入 － 経常費用 ＝ 24,000千円

国庫補助金見込 8,000 千円

④ 運行状況

（R8.4.1～）

・計画平均輸送密度 3.7人／1往復あたり

・計画輸送量 64.3人（計画運行本数34便/日）

・運行事業者 ㈱シガ・エージェントシステム

⑤ 利用促進等の取り組みについて

別冊資料2のとおり

様式第1－1（日本産業規格A列4番）

甲地公協 第 号

令和 8年 6月 日

国土交通大臣 殿

住所:滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

氏名:甲賀市地域公共交通活性化協議会

会 長 伴 孝 史

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり
定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

【担当】

甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局
（甲賀市都市政策部交通政策課内）

担当：藤谷、小野山

TEL. 0748-69-2215 FAX. 0748-63-4601

Mail. Koka10413000@city.koka.lg.jp

令和 8 年 6 月 日

（名称）甲賀市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

甲賀市コミバスの輸送実績は、令和2年度にコロナ禍で減少したものの、その後は回復傾向にある。しかし、慢性的な運転手不足に加え、2024年問題への対応、また昨今の原油価格・物価高騰の影響による経費の増大により、運行事業者を取り巻く環境はさらに厳しい状況である。しかし、その一方で高齢化や免許返納の影響により、市民のニーズは高度化・多様化している状況である。

特に、コミバス「土山本線」は、鉄道のない旧土山町から本市の中心である旧水口町へ通じる唯一の幹線交通として、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要不可欠な交通として事業の継続が求められている。また、この幹線交通に通じるコミュニティバス等が支線の役割を果たしている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、ネットワークの軸となる「土山本線」を確保・維持することで、他の支線等との接続を図り、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

- ・土山本線の利用者数をR8年度実績と比較して1%増加させる。
 - ・土山本線の収支率をR8年度実績と比較して1%増加させる。
 - ・土山本線の自治体補助額をR8年度実績と比較して減少させる。
- ※甲賀市地域公共交通計画 P40、41 参照

（2）事業の効果

土山本線を維持することにより、交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う重要な役割を果たしており、そのため、鉄道がない旧土山町住民生活の必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークの連携により、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者数を便ごとに集計することによる、利用状況に応じた系統や便数、運行ダイヤの見直し（事業者、市、協議会）
- ・運行状況を可視化できるバスロケーションシステムやデジタル定期券、G T F Sへの対応など、I C Tを活用した利便性向上（事業者、市、協議会）
- ・市内学校にモビリティマネジメントを行う。（滋賀県、市、事業者）
（甲賀市地域公共交通計画 P 4 2 ～ 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

【系統の概要】

路線	土山本線（田村神社―貴生川駅間）
位置づけ	幹線 (3. 3 P 3 8「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」のとおり)
役割	合併前の旧土山町と旧水口町を結ぶ主に国道 1 号を運行する路線である。 旧土山町は国道 1 号を中心に住居地が立地し、交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う。 (3. 3 P 3 8「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」のとおり)
事業の必要性	交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う重要な役割を果たしており、鉄道がない旧土山町住民生活の生命線として存続させる必要がある。しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
目標	(3. 4 計画の目標 のとおり)
事業概要	
実施主体	甲賀市 (運行は、滋賀バス株式会社(SB)、株式会社シガ・エージェンツシステム(SAS)に委託)
運行態様	路線定期運行
事業区分	道路運送法第 4 条 一般乗合旅客自動車運送事業
車両	大型バス・中型バス・小型バス
運賃	大人 2 5 0 円 (均一運賃)
資金調達 (予定)	国庫補助金（地域間幹線系統補助金） 滋賀県補助金・甲賀市補助金

【運行概要】(R8. 4. 1 現在)

名称	経路			運行会社	運行日	運行回数	運行時間帯	
	起点	経由	終点				始発	終着
幹線								
土山本線	貴生川駅	新水口	田村神社	SAS・SB	毎日	12.5 回	6:05	21:09
		水口東高				5.5 回	7:10	20:07
		区間急行		SAS		0.5 回	6:55	7:25
		甲賀病院				2.5 回	8:10	15:13

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行経費：83,359 千円・・・① 運賃収入：29,572 千円・・・② 欠 損 額：53,787 千円・・・③＝①－② うち、地域間幹線系統補助見込：8,623 千円 甲賀市負担額：40,852 千円
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 運行事業者や市から提供する資料のほか、車両に設置した乗降センサによる人数カウントやOD調査を実施する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
別紙による
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和8年6月2日（R8 第1回） 本事業の概要および地域公共交通計画の変更内容、申請書類について説明し、合意を得た。
19. 利用者等の意見の反映状況
住民や利用者の意見を反映させるため、本協議会には区長代表や身体障害者更生会、PTA、社会福祉協議会等が参画している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）滋賀県甲賀市水口町水口6053

（所 属）甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局

（氏 名）小野山 忠司

（電 話）0748-69-2215

（e-mail）koka10413000@city.koka.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
甲賀市	株式会社シガエージェンツシステム	(1) 土山本線	8,623.0	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			8,623.0	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社シガ・エージェンツシステム	令和9年度
------	-------------------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	20,549 千円	営業外収益	3,003 千円	経常収益(イ)	23,552 千円
	営業費用	141,995 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	141,995 千円
	営業損益	△ 121,446 千円	営業外損益	3,003 千円	経常損益	△ 118,443 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	301,361.8 km					経常収支率 16.59 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	19,294 千円	営業外収益	1,996 千円	経常収益(イ')	21,290 千円
	営業費用	132,738 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	132,738 千円
	営業損益	△ 113,444 千円	営業外損益	1,996 千円	経常損益	△ 111,448 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	446,159.5 km					経常収支率 16.04 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	18,841 千円	営業外収益	9,065 千円	経常収益(イ'')	27,906 千円
	営業費用	128,108 千円	営業外費用	8,302 千円	経常費用(ロ'')	136,410 千円
	営業損益	△ 109,267 千円	営業外損益	763 千円	経常損益	△ 108,504 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	479,439.3 km					経常収支率 20.46 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	284 円 51 銭	297 円 51 銭	471 円 17 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	351 円 6 銭	446 円 82 銭	351 円 6 銭	0 円 0 銭	78 円 15 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
		基準期間の年度	／3	
		基準期間の年度	／3	
		基準期間の年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率													
			運行系統名	起点	主な経由地				終点	チ				オ	オ÷チ=ク				リ	ヌ	ル										
①=カッコ内	②	①×②=③	(チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ミ																												
北近畿	1		土山本線	貴生川駅	新水口	田村神社	362	日	8,328.0 (17.4)	回	2.5	43.5	人	往18.2km 復18.2km	(平均) 18.2km		(平均)		(平均)		(平均)										100.000%
								日	(0.0)	回			人																		
								日	(0.0)	回			人																		
								日	(0.0)	回			人																		
合計			系統											往18.2km 復18.2km	18.2km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km				

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比 率 (「テー(リ＋ ヌ)」÷「テ＝ リ」)	計画実車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益											補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用 がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間					
						基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 入の運賃改 定による増 収分 f×コ÷(1＋ コ)×フ＝g	経常収益 控除額 ケとgのい ずれか少 ない額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4.の通 用後のキロ 当たり経常 収益 ノ－h＝ノ''		経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ''÷マ'' ＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ' ＝e	経常収益 ヤ		実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ÷マ＝f
北近 畿	1	0	100.000%	237,450.8 km	83,359,477円	124円.54銭	0円.00銭	0円.00銭	124円.54銭	124円.54銭	0円	0.0 km	0円	0.0 km	23,005,255円	184,718.0 km	124円.54銭	29,572,122	円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭										0	円
0	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭										0	円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭										0	円
合計				237,450.8 km	83,359,477円						0円	0.0 km	0円	0.0 km	23,005,255円	184,718.0 km		29,572,122	円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額		補助対象経費の限度額		タ又はレのうちいずれか少ないほうの額		ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの		ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの		計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 ÷①計画運行回数 ＝ホ		補助対象経費		計画額		経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額	
			カーヨ＝タ	円	カ×9/20＝レ	円	ソ	円	ソ×ラ＝ツ	円	ソ×ボ＝ツ'	円	ナ	円	ナ×1/2＝ラ	円	ニ×ワ－ヨ＝ム	円	ムーラ＝ウ	円		
北近畿	1	0	53,787,355	円	37,511,764	円	37,511,764	円	37,511,764	円	37,511,764	円	17,246,788	円	17,246	千円	8,623.0	千円	53,787,355	円	45,164,355	円
	0	0	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円		円		千円		千円	0	円		円
0	0	0	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円		円		千円		千円	0	円		円
	0	0	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円		円		千円		千円	0	円		円
合計			53,787,355	円	37,511,764	円	37,511,764	円	37,511,764	円	37,511,764	円	17,246,788	円	17,246	千円	8,623	千円	53,787,355	円	45,164,355	円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	0	4,311,500円	9.5%	40,852,855円	90.5%		0.0%	0円	0.0%	
	0	0							0円		
0	0	0							0円		
	0	0							0円		
合計			4,311,500円	9.5%	40,852,855円	90.5%	0円	0.0%	0円	0.0%	

(1) 記載要領

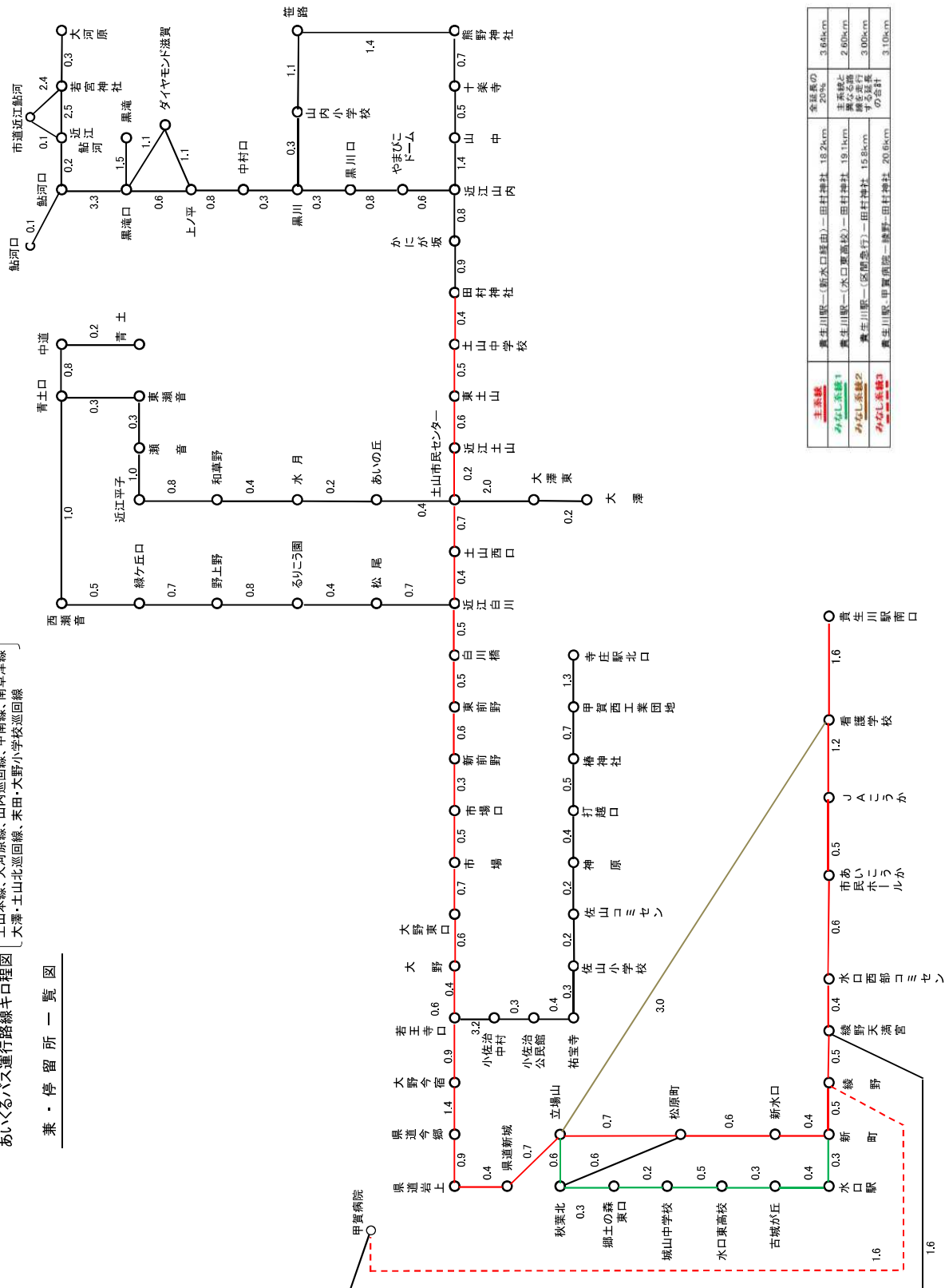
- 1.乗合バス事業者の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地球キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー)同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ヅ)の金額に、(ヅ')の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

あいくるバス運行路線キロ程図
〔土山本線、大河原線、山内巡回線、甲南線、南草津線〕
大澤・土山北巡回線、末田・大野小学校巡回線

兼・停留所一覧図



①地域間幹線系統の利用者増・収入増・効率化等に直接的に寄与する取組

別冊資料2

取組項目	該当路線	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R9年度以降の取組方針
一日フリー乗車券の販売	土山本線	H6年度～	甲賀市、甲賀市公共交通活性化協議会、㈱シガ・エージェンツシステム、滋賀バス㈱	市内コミバスを1日に限り500円で乗り放題となるフリー乗車券を販売	土山本線全利用者数 ・R7年度下半期 88,140人 (前年同時期比-1.5%)	引き続き取組実施
お試し自主返納にかかる	土山本線	R7年度～	滋賀県警、甲賀市、甲賀市公共交通活性化協議会、㈱シガ・エージェンツシステム、滋賀バス㈱、信楽高原鐵道㈱	県警が実施する「運転免許お試し自主返納」に合わせて参加者に対し、コミバス・信楽高原鐵道の1日フリー乗車券を配布	1名	引き続き取組実施
無料乗車券制度の実施	土山本線	H26年度～	甲賀市、㈱シガ・エージェンツシステム、滋賀バス㈱	75歳以上の方、障がい者手帳を保持されている方に対し、無料で乗車できる制度を実施	土山地域無料乗車券利用者数 ・R7年度下半期 17,884人 (前年同時期比+25.2%)	引き続き取組実施
土山地域の持続可能な移動手段構築に向けた検討	土山本線	H6年度～	滋賀県、甲賀市、甲賀市公共交通活性化協議会	「滋賀県地域特性に応じた交通ネットワーク構築事業」の採択を受け、運転手不足などに対応しながら、幹線である土山本線の活性化・利用促進を図るとともに地域の移動手段を維持するため、新しい移動サービスの導入を検討	・地域住民、観光客アンケート ・公共ライドシェアの実証運行 ・グリーンスローモビリティ実証運行 ・実証運行の分析	県と連携し、情報共有しながらフォローアップしていく
土山地域のバス路線再編	土山本線	H6年度～	甲賀市、甲賀市公共交通活性化協議会、㈱シガ・エージェンツシステム、滋賀バス㈱	滋賀県と連携して実施した実証運行結果等をふまえて、運転手不足のなか持続可能な交通網を維持するため、利用が少ないバス路線を廃止し、公共ライドシェアの実証運行を検討	幹線と接続する4路線を廃止し、公共ライドシェアの実証運行を実施	実証運行結果を分析しながら、本格導入に向けた検討を行う
デジタル定期券の販売	土山本線	H6年度～	甲賀市、甲賀市公共交通活性化協議会、㈱シガ・エージェンツシステム、滋賀バス㈱	専用のスマホアプリにおいてクレジットカード等で定期券を購入可能	土山本線全利用者数 ・R7年度下半期 88,140人 (前年同時期比-1.5%)	引き続き取組実施
乗り継ぎ拠点となるバス停留所の待合環境改善	土山本線	H6年度～	甲賀市、甲賀市公共交通活性化協議会、㈱シガ・エージェンツシステム	利用者の利便性向上と利用促進を図るため、雨をしのげる待合所の設置など、待合環境の向上を図る	近江土山・・・運行時刻表示デジタルサイネージの設置 田村神社(上り)・水口西部コミセン(上り)・・・待合所の改修	田村神社(上り)・・・待合所の改修、運行時刻表示デジタルサイネージの設置

②その他交通ネットワーク全体の活性化や再編・利用促進につながる取組

取組項目	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R9年度以降の取組方針
利用促進・啓発施策の展開	R3年度～	甲賀市	市コミュニティバスの運行状況や運行時刻を分かりやすく案内するために、庁舎、市内主要駅、医療機関等にデジタルサイネージを設置。	4箇所	引き続き取組実施
地域公共交通計画の中間見直し	R8年度～	甲賀市、甲賀市公共交通活性化協議会	市内の公共交通ネットワークの最適化、再構築を図るため中間見直しを実施。	計画の進捗確認	引き続き取組実施
学校等における交通環境学習	H29年度～	バス協会・事業者・市町・県	主に小学校等で交通環境学習を実施	R7:甲賀市内延べ9校、へ実施	引き続き取組実施

令和 8 年 6 月 日

（名称）甲賀市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

甲賀市コミバスの輸送実績は、令和2年度にコロナ禍で減少したものの、その後は回復傾向にある。しかし、慢性的な運転手不足に加え、2024年問題への対応、また昨今の原油価格・物価高騰の影響による経費の増大により、運行事業者を取り巻く環境はさらに厳しい状況である。しかし、その一方で高齢化や免許返納の影響により、市民のニーズは高度化・多様化している状況である。

特に、コミバス「八田線」は甲賀市水口町と湖南市下田を主に水口町八田や第三水口台を經由地として結ぶ路線である。

湖南市下田や水口町八田、第三水口台は、多くの住居地が立地し、交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担っている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、ネットワークの軸となる「八田線」を確保・維持することで、他の支線等との接続を図り、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・ 八田線の利用者数をR8年度実績と比較して1%増加させる。
- ・ 八田線の収支率をR8年度実績と比較して1%増加させる。
- ・ 八田線の自治体補助額をR8年度実績と比較して減少させる。

※甲賀市地域公共交通計画 P40、41 参照

(2) 事業の効果

八田線は甲賀市水口町と湖南市下田を主に水口町八田や第三水口台を經由地として結ぶ路線である。

湖南市下田や水口町八田、第三水口台は、多くの住居地が立地し、交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担っているため、最寄り駅の遠い湖南市下田や水口町八田、第三水口台に在住している方の生活の生命線として必要不可欠な移動手段が確保される。

また、幹線・支線のネットワークの連携により、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者数を便ごとに集計することによる、利用状況に応じた系統や便数、運行ダイヤの見直し（事業者、市、協議会）
- ・運行状況を可視化できるバスロケーションシステムやデジタル定期券、G T F Sへの対応など、I C Tを活用した利便性向上（事業者、市、協議会）
- ・市内学校にモビリティマネジメントを行う。（滋賀県、市、事業者）
（甲賀市地域公共交通計画 P 4 2 ～ 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

【系統の概要】

路線	八田線（下田―貴生川駅間）
位置づけ	幹線 (3.3「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」(P.38) のとおり)
役割	八田線は甲賀市水口町と湖南市下田を主に水口町八田や第三水口台を経由地として結ぶ路線である。 湖南市下田や水口町八田、第三水口台は、多くの住居地が立地し、交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う。 (3.3「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」(P.38) のとおり)
事業の必要性	交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う重要な役割を果たしており、最寄り駅の遠い湖南市下田や水口町八田、第三水口台に在住している方の生活の生命線として存続させる必要がある。しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
目標	(3.4 計画の目標 のとおり)
事業概要	
実施主体	甲賀市 (運行は、滋賀バス株式会社(SB)に委託)
運行態様	路線定期運行
事業区分	道路運送法第4条 一般乗合旅客自動車運送事業
車両	大型バス・中型バス・小型バス・乗用タクシー車両
運賃	大人250円(均一運賃)
資金調達 (予定)	国庫補助金(地域間幹線系統補助金) 滋賀県補助金・甲賀市補助金

【運行概要】(令和8年(2026)年4月1日現在)

名称	経路			運行会社	運行日	運行回数	運行時間帯	
	起点	経由	終点				始発	終着
幹線								
八田線	貴生川駅	綾野	下田	SB	毎日	4回	7:40	18:59
		松尾				1回	7:10	18:17
		八田				1回	10:30	12:09
		平町				1.5回	8:40	18:07
		平和堂				1.5回	11:30	16:36

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行経費：28,591 千円・・・① 運賃収入：7,554 千円・・・② 欠損額：21,037 千円・・・③＝①－② うち、地域間幹線系統補助見込：2,757 千円 甲賀市負担額：16,901 千円
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・運行事業者や市から提供する資料のほか、車両に設置した乗降センサによる人数カウントやOD調査を実施する。
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
別紙による
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和8年6月2日（R8 第1回） 本事業の概要および地域公共交通計画の変更内容、申請書類について説明し、合意を得た。
19. 利用者等の意見の反映状況
住民や利用者の意見を反映させるため、本協議会には区長代表や身体障害者更生会、PTA、社会福祉協議会等が参画している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）滋賀県甲賀市水口町水口6053

（所 属）甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局

（氏 名）小野山 忠司

（電 話）0748-69-2215

（e-mail）koka10413000@city.koka.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

9年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
甲賀市	滋賀バス株式会社	(1) 八田線	2,757.0	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			2,757.0	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名

滋賀バス株式会社

R9年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	125,947 千円	営業外収益	15,029 千円	経常収益(イ)	140,976 千円	
	営業費用	524,294 千円	営業外費用	12,890 千円	経常費用(ロ)	537,184 千円	
	営業損益	△ 398,347 千円	営業外損益	2,139 千円	経常損益	△ 396,208 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km	1,356,603.8				経常収支率	26.24 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	120,866 千円	営業外収益	10,893 千円	経常収益(イ')	131,759 千円	
	営業費用	462,508 千円	営業外費用	9,893 千円	経常費用(ロ')	472,401 千円	
	営業損益	△ 341,642 千円	営業外損益	1,000 千円	経常損益	△ 340,642 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km	1,567,171.7				経常収支率	27.89 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	121,796 千円	営業外収益	19,499 千円	経常収益(イ'')	141,295 千円	
	営業費用	514,019 千円	営業外費用	9,075 千円	経常費用(ロ'')	523,094 千円	
	営業損益	△ 392,223 千円	営業外損益	10,424 千円	経常損益	△ 381,799 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km	1,767,397.8				経常収支率	27.01 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	295 円 96 銭	301 円 43 銭	395 円 97 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ-ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	331 円 12 銭	446 円 82 銭	331 円 12 銭	0 円 0 銭	103 円 91 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌナル))÷チ=フ
			起点	主な経由地	終点												
北近畿	1		八田線	下田	嵯野	365 日	399.3 (7.0)	2.3	16.1 人	往17.2Km (平均) 復17.2Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100.00%
						日	()		人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%
						日	()		人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%
						日	()		人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%
合計			系統							往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チニマ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益															補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間					
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1+ゴ)×フ=g	経常収益控除額ケとeのいずれか少ない額h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益ノーh=ノ		経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f			
北近畿	1		100.00%	86,348.3 km	28,591,649円	87円.49銭	0円.00銭	0円.00銭	87円.49銭	87円.49銭	3,316,441円	45,509.0 km	72円.87銭	4,096,960円	46,790.2 km	87円.56銭	5,173,233円	50,685.9 km	102円.06銭	7,554,612 円	
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	
合計				86,348.3 km	28,591,649円					3,316,441円	45,509.0 km		4,096,960円	46,790.2 km		5,173,233円	50,685.9 km		7,554,612 円		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヅ=ヅ'	計画平均乗車密度がら人未満の路線 ツ×みなし運行回数①/計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワーヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ
北近畿	1		21,037,037 円	12,866,242 円	12,866,242 円	12,866,242 円	12,866,242 円	5,514,103 円	5,514 千円	2,757.0 千円	21,037,037 円	18,280,037 円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
合計			21,037,037 円	12,866,242 円	12,866,242 円	12,866,242 円	12,866,242 円	5,514,103 円	5,514 千円	2,757 千円	21,037,037 円	18,280,037 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1		1,378,500円	7.5%	16,901,537円	92.5%		0.0%	0円	0.0%	
									0円		
									0円		
									0円		
合計			1,378,500円	7.5%	16,901,537円	92.5%	0円	0.0%	0円	0.0%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によると。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によると。
 - 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
 - 「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
 - 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限り)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
 - 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

[illegible]

主系統 ——	下田 - 綾野 - 貴生川駅	17.2km	全延長 の20%	3.44km
みなし系統 - - - - -	下田 - 松尾 - 貴生川駅	17.1km		2.50km
みなし系統 - - - - -	下田 - 八田 - 貴生川駅	17.2km		1.20km
みなし系統 - - - - -	下田 - 平町 - 貴生川駅	15.9km		1.40km
みなし系統 - - - - -	下田 - 平和堂 - 貴生川駅	16.0km		1.80km

①地域間幹線系統の利用者増・収入増・効率化等に直接的に寄与する取組

別冊資料2

取組項目	該当路線	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R9年度以降の取組方針
一日フリー乗車券の販売	八田線	H6年度～	甲賀市、甲賀市公共交通活性化協議会、桹シガ・エージェントシステム、滋賀バス株式会社	市内コミバスを1日に限り500円で乗り放題となるフリー乗車券を販売	八田線全利用者数 ・R7年度下半期48,451人 (前年同時期比+2.4%)	引き続き取組実施
お試し自主返納にかかる1日フリー券の配布	八田線	R7年度～	滋賀県警、甲賀市、甲賀市公共交通活性化協議会、桹シガ・エージェントシステム、滋賀バス株式会社、信楽高原鉄道株式会社	県警が実施する「運転免許お試し自主返納」に合わせて参加者に対し、コミバス・信楽高原鉄道の1日フリー乗車券を配布	1名	引き続き取組実施
デジタル定期券の販売	八田線	H6年度～	甲賀市、甲賀市公共交通活性化協議会、桹シガ・エージェントシステム、滋賀バス株式会社	専用のスマホアプリにおいてクレジットカード等で定期券を購入可能	八田線全利用者数 ・R7年度下半期48,451人 (前年同時期比+2.4%)	引き続き取組実施
無料乗車券制度の実施	八田線	H26年度～	甲賀市、桹シガ・エージェントシステム、滋賀バス株式会社	75歳以上の方、障がい者手帳を保持されている方に対し、無料で乗車できる制度を実施	水口地域無料乗車券利用者数 ・R7年度下半期 27,069人 (前年同時期比△3.6%)	引き続き取組実施

②その他交通ネットワーク全体の活性化や再編・利用促進につながる取組

取組項目	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R9年度以降の取組方針
学校等における交通環境学習	H29年度～	バス協会・事業者・市町・県	主に小学校等で交通環境学習を実施	R7: 甲賀市内延べ9校、へ実施	引き続き取組実施
利用促進・啓発施策の展開	R3年度～	甲賀市	市コミュニティバスの運行状況や運行時刻を分かりやすく案内するために、庁舎、市内主要駅、医療機関等にデジタルサイネージを設置。	4箇所	引き続き取組実施
地域公共交通計画の中間見直し	R8年度～	甲賀市、甲賀市公共交通活性化協議会	市内の公共交通ネットワークの最適化、再構築を図るため中間見直しを実施。	計画の進捗確認	引き続き取組実施

令和9年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の計画認定申請について

1 令和9年度計画認定申請について

本市コミバスは経費の増大や利用人数の減少により、その経営が厳しい状況であり、本市から事業者に出す補助金額についても増加が続いております。

そのため、新しい収入の獲得が課題となっており、令和9年度（令和8年10月～令和9年9月分）に下記のとおり申請することで進めております。

なお、申請内容について、現在、運行事業者や関係部局との調整を進めておりますので、申請額等に軽微な変更が生じる可能性があります。事務局一任で申請をさせていただきたいと考えております。

申請概要

① 申請する補助事業名称

地域公共交通確保維持改善事業「令和9年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」

② 申請する路線(系統)

甲賀流公共ライドシェア・・・土山地域で実証運行中である自家用有償旅客運送

申請期間

令和9年度分・・・令和8年10月1日～令和9年9月30日

⑤ 運行状況

- ・計画運行日数 362日
- ・計画運行回数 1,299回
- ・運行事業者 (株)シガ・エージェントシステム

⑥ 申請書

別冊資料1のとおり

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

甲地交協第 号
令和 8（2026）年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 甲賀市地域公共交通活性化協議会
住 所 滋賀県甲賀市水口町水口 6053
代 表 者 氏 名 会 長 伴 孝 史

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

【担当】

甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局
（甲賀市都市政策部交通政策課内）

担当：垣山、小野山

TEL. 0748-69-2215 FAX. 0748-63-4601

Mail. Koka10413000@city.koka.lg.jp

令和 年 月 日

甲賀市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
合併前の旧土山町と旧水口町を結ぶ唯一の幹線交通である土山本線（バス）が、鉄道がない旧土山町の生活に必要な不可欠な交通として機能しており、交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う唯一の手段として、重要な役割を果たしている。 当該公共ライドシェアは、幹線交通とのネットワークを連携し、中心市街地と各地区を結ぶ役割を担う。 しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。 また一部地域では、幹線交通の停留所まで遠く、交通手段が確保されておらず、住民に不便を強いている状況にある。 当該公共ライドシェアは令和8年9月で実証運行を終了することが決まっており、旧土山町の住民の通学・通勤を中心とした生活に不可欠な当該公共ライドシェアを存続していくことが必要である。 このため、地域公共交通確保維持事業により、甲賀流公共ライドシェアを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続する必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標 ・ 甲賀流公共ライドシェア（チョイソコつちやま）の利用者数をR8年度実績と比較して1%以上増加させる。 ・ 甲賀流公共ライドシェア（チョイソコつちやま）の収支率をR8年度実績と比較して1%以上増加させる。 （甲賀市地域公共交通計画 P40、41 参照）
（2）事業の効果 甲賀流公共ライドシェアを維持することにより、旧土山町の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 地域の学校にモビリティマネジメントを行う。（甲賀市、事業者） （甲賀市地域公共交通計画 P55 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る甲賀流公共ライドシェアについて、その運行に係る費用総額 17,160 千円を、甲賀市から運行事業者へ委託金額として負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 定量的な目標に関しては、原則、運行事業者や市から提供する資料を基に測定する。
- ・ 定性的な目標に関しては、利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等）を実施する。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担

額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和8年6月2日（第1回）協議会設立、事業内容について協議
本事業の概要および地域公共交通計画の変更内容、申請書類について説明し、合意を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

車内アンケート調査等の結果、当該公共ライドシェアの維持存続を求める声が特に強かったため、そちらに重点を置いた計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 滋賀県甲賀市水口町水口6053

(所 属) 甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局

(氏 名) 小野山 忠司

(電 話) 0748-69-2215

(e-mail) koka10413000@city.koka.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名：甲賀市

計画名称：甲賀市地域公共交通計画

地域公共交通計画での記載箇所（頁）	
補助要綱第17条第1項に規定する事項	(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
	(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
	(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業に係る運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
	(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
地域公共交通計画での記載箇所（頁）	
(3.3 「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」 (P.38) のとおり)	
(3.4 計画の目標 4 目標を達成するための施策メニュー「表 地域公共交通確保維持事業による維持確保を目指す系統の概要等」 P.50のとおり)	
(3.4 計画の目標 4 目標を達成するための施策メニュー「表 地域公共交通確保維持事業による維持確保を目指す系統の概要等」 P.50のとおり)	
(3.4 計画の目標 P.40、41のとおり)	

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特 例措置	運送継続特 例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
	㈱シガ・エージェン システム	(1) 甲賀流公共ライドシェア		土山町		往 km 復 km	362日	1299回			区域運行		近江土山駅及び土山地域 市民センターで補助対象地 域間幹線系統土山本線と 接続	①
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	甲賀市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	70,029
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

令和9年度事業

自治体名

甲賀市

系統番号
系統名

甲賀流公共ライドシェア

合計

362日 1299.回

R8年10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

R8年11月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

10月

31日 109.回

11月

30日 114.回

R8年12月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

R9年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12月

31日 136.回

1月

28日 104.回

R9年2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

R9年3月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

28日 100.回

3月

31日 154.回

R9年4月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

R9年5月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4月

30日 91.回

5月

31日 99.回

R9年6月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

R9年7月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月

30日 110.回

7月

31日 100.回

R9年8月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

R9年9月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

8月

31日 79.回

9月

30日 103.回

甲賀市地域公共交通計画の修正について

第4号・第5号議題のとおり、「地域間幹線系統国庫補助金」及び「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」の認定を目指し、計画認定申請するにあたり、以下のとおり計画を修正します。

P48～

4 目標を達成するための施策メニュー

表 地域公共交通確保維持事業による維持確保を目指す系統の概要等

【系統の概要】

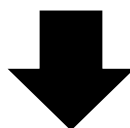
路線	土山本線（田村神社―貴生川駅間）
位置づけ	幹線 (3.3 「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」(P.38) のとおり)
役割	合併前の旧土山町と旧水口町を結ぶ主に国道1号を運行する路線である。 旧土山町は国道1号を中心に住居地が立地し、交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う。 (3.3 「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」(P.38) のとおり)
事業の必要性	交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う重要な役割を果たしており、鉄道がない旧土山町住民生活の生命線として存続させる必要がある。しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
目標	(3.4 計画の目標 のとおり)
事業概要	
実施主体	甲賀市 (運行は、滋賀バス株式会社(SB)、株式会社シガ・エージェントシステム(SAS)に委託)
運行態様	路線定期運行
事業区分	道路運送法第4条 一般乗合旅客自動車運送事業
車両	大型バス・中型バス・小型バス
運賃	大人250円(均一運賃)
資金調達 (予定)	国庫補助金(地域間幹線系統補助金) 滋賀県補助金・甲賀市補助金

【第6号議案】 甲賀市地域公共交通計画の修正について

(変更前)

【運行概要】(令和7年(2025)年4月1日現在)

名称	経路			運行会社	運行日	運行回数	運行時間帯	
	起点	経由	終点				始発	終着
幹線								
土山本線	貴生川駅	新水口	田村神社	SAS・SB	毎日	16.5回	6:15	21:09
		水口東高				6回	7:22	20:35
		区間急行		SAS		1回	6:35	7:25
		甲賀病院				1回	13:40	17:04



(変更後)

【運行概要】(令和 8 年(2026)年 4 月 1 日現在)

名称	経路			運行会社	運行日	運行回数	運行時間帯	
	起点	経由	終点				始発	終着
幹線								
土山本線	貴生川駅	新水口	田村神社	SAS・SB	毎日	12.5 回	6:05	21:09
		水口東高				5.5 回	7:10	20:07
		区間急行		SAS		0.5 回	6:55	7:25
		甲賀病院				2.5 回	8:10	15:13

(新規)

【系統の概要】

路線	八田線（下田－貴生川駅間）
位置づけ	幹線 (3.3「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」(P.38) のとおり)
役割	八田線は甲賀市水口町と湖南市下田を主に水口町八田や第三水口台を経由地として結ぶ路線である。 湖南市下田や水口町八田、第三水口台は、多くの住居地が立地し、交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う。 (3.3「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」(P.38) のとおり)
事業の必要性	交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う重要な役割を果たしており、最寄り駅の遠い湖南市下田や水口町八田、第三水口台に在住している方の生活の生命線として存続させる必要がある。しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
目標	(3.4 計画の目標 のとおり)
事業概要	
実施主体	甲賀市 (運行は、滋賀バス株式会社(SB)に委託)
運行態様	路線定期運行
事業区分	道路運送法第4条 一般乗合旅客自動車運送事業
車両	大型バス・中型バス・小型バス・乗用タクシー車両
運賃	大人250円(均一運賃)
資金調達 (予定)	国庫補助金(地域間幹線系統補助金) 滋賀県補助金・甲賀市補助金

【運行概要】(令和8年(2026)年4月1日現在)

名称	経路			運行会社	運行日	運行回数	運行時間帯	
	起点	経由	終点				始発	終着
幹線								
八田線	貴生川駅	綾野	下田	SB	毎日	4 回	7:40	18:59
		松尾				1 回	7:10	18:17
		八田				1 回	10:30	12:09
		平町				1.5 回	8:40	18:07
		平和堂				1.5 回	11:30	16:36

(新規)

路線	甲賀流公共ライドシェア(チョイソコつちやま)
位置づけ	支線 (3.3「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」(P.38) のとおり)
役割	合併前の旧土山町と旧水口町を結ぶ唯一の幹線交通である土山本線(バス)が、鉄道がない旧土山町の生活に必要不可欠な交通として機能しており、交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う唯一の手段として、重要な役割を果たしている。 当該公共ライドシェアは、幹線交通とのネットワークを連携し、中心市街地と各地区を結ぶ役割を担う。 (3.3「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」(P.38) のとおり)
事業の必要性	人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。また一部地域では、幹線交通の停留所まで遠く、交通手段が確保されておらず、住民に不便を強いている状況にある。 当該公共ライドシェアは令和8年9月で実証運行を終了することが決まっており、旧土山町の住民の通学・通勤を中心とした生活に不可欠な当該公共ライドシェアを存続していくことが必要である。 このため、地域公共交通確保維持事業により、甲賀流公共ライドシェアを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続する必要がある。
目標	(3.4 計画の目標 のとおり)
事業概要	
実施主体	甲賀市 (運行は、株式会社シガ・エージェントシステム(SAS)に委託)
運行態様	区域運行 (甲賀市土山町全域を3エリア(大野、土山、山内・鮎河)に分けて運行。ただし、3エリア間をまたぐ移動も可能。事前予約制。)
事業区分	道路運送法第78条第2号 自家用有償旅客運送事業
車両	普通乗用車
運賃	大人250円(均一運賃) 250円(2エリア) 750円(3エリア)
資金調達(予定)	国庫補助金(交通空白解消緊急対策事業補助金) 甲賀市委託金

様式第 1－2（日本産業規格 A 列 4 番）

甲地公協第 号
令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

滋賀県甲賀市水口町水口 6 0 5 3 番地
甲賀市地域公共交通活性化協議会
会 長 伴 孝 史

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 年 月 日付け 第 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日
令和 8 年 月 日（ ）

○ 変更箇所
地域公共交通計画別紙及び添付書類

○ 変更理由

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日コミュニティバス運行に係るダイヤ改正による運行回数の変更のため。
- ・ 八田線の地域間幹線系統新規認定申請のため。
- ・ 甲賀流公共ライドシェアの地域内フィーダー系統新規認定申請のため。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局
(甲賀市交通政策課内) 担当：藤谷、小野山
TEL. 0748-69-2215 FAX. 0748-63-4601
E-Mail: koka10413000@city.koka.lg.jp